

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

木材業者等の登録(林務課)

木材業者等の登録の変更(〃)

製材業者の登録の取消し(〃)

保安林の指定(造林課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同  
意についての適否の決定(水産課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 海区漁調 必要なわ釣漁業の操業に関する指示

◇ 委 告 示 すぐい網漁業の操業に関する指示

◇ 正 誤 平成元年四月十八日付鳥取県公報第六千五百十八号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第五百三十五号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指 定 番 号	種 別	図 書		発 行 記 号 等	類 別
		題 名	号 数		
3324	雑誌その他 の刊行無	BANANA PRESS	BP- 5-J	表示された発 行所名	テリス出版
3325	"	謝・肉・祭 危険な年頃	KC- 6-G		Do 企画
3326	"	MESSAGE	ME- 6-J		Do 企画
3327	"	もれちやう// 可愛がってね	KC- 6-H		Do 企画
3328	"	学校の疑問 強く愛して	KC- 6-J		Do 企画
3329	"	遊びジャーナル	雑誌 1155 9-10		株式会社スポー ツライ
3330	"	Cosmos 通信	雑誌 1396 3-10		考友社出版株式 会社

3331	"	ザ・ヒットMAGAZINE 10月号	雑誌 1413 5-10	三和出版株式会社
3332	"	メロン通信 10月号増刊 美少女一流品図鑑 Vol.3	雑誌コー ト186 04-10	コンサルト社
3333	"	マスカットノート 10月号増刊号 MAJHOUSE	雑誌 0834 6-10	株式会社大洋書房
3334	"	ギヤルハンター 11月号増刊 美少女実体験報告!!	雑誌コー ト028 70-11	コンサルト社
3335	"	ザ・美々ガジソン 11月号増刊 問題告白女のテクニク	雑誌コー ト042 00-11	コンサルト社
3336	"	美少女CLUB 12月号	雑誌 0763 5-12	株式会社サン出版
3337	"	ベストビザオ 12月号	雑誌 1797 9-12	三和出版株式会社
3338	"	美少女CLUB 1月号	雑誌 0763 5-11	株式会社サン出版
3339	"	劇画悦楽号 1月増刊号 テクニクオン職き術	雑誌コー ト036 80-11	株式会社サン出版
3340	"	Cosmos 通信 2月号	雑誌 1396 9-2	考友社出版株式 会社
3341	"	美少女CLUB 2月号	雑誌 0763 5-2	株式会社サン出版
3342	"	ビザオ フラッシュ 4月号	雑誌コー ト133 79-4	株式会社浪速書房
3343	"	ビザオ フラッシュ 5月号	雑誌 1337 9-5	株式会社浪速書房

鳥取県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び  
就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	生田裕宣	米子市兼久一一七
"	深田重治	" 五六
"	齊木光昌	" 石井七八二
"	齊木利夫	" 七二七
"	瀬尾鹿寿	" 奥谷九〇九
"	遠藤勤	" 五四八
"	渡辺衛	" 日原四八一
"	青砥衛	" 四二一
監事	来海照雄	" 兼久一三四
"	齊木則男	" 石井七二九
"	佐藤厚美	" 奥谷九一〇
"	幡原敦夫	" 日原四二二
平成元年四月十一日 退任		
就任した役員の氏名及び住所		
理事	生田裕宣	米子市兼久一一七
"	深田重治	" 五六
"	齊木光昌	" 石井七八二

" 齊 木 利 夫 " 七二七  
 " 田 村 邦 夫 " 奥谷四五五  
 " 佐 藤 堯 昌 " 四五三  
 " 渡 辺 衛 衛 " 日原四八一  
 " 青 砥 衛 " 四二一  
 監 事 来 海 照 雄 " 兼久一三四  
 " 齐 木 則 男 " 石井七二九  
 " 遠 藤 敏 延 " 奥谷六四三  
 " 齋 藤 卓 巳 " 日原四〇八  
 平成元年四月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第五百三十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録番号	登 録 年 月 日	住 所 又 は 所 在 地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八木第三号	平成元年一月三十日	八頭郡八東町大字才代一二七―三	村 田 利 治

倉木第三号	〃	三月九日	東伯郡関金町大字関金宿一〇三三			岩 倉 雄 美 夫
米木第一六号	〃	三月七日	西伯郡会見町官前八七—三			有限会社新井林業 代表取締役 新井 恵美子

製材業者

登録番号	登 録 年 月 日	住 所 又 は 所 在 地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
八製第二号	平成元年一月二十五日	八頭郡八東町大字才代一五二—八	田 井 隆 輝
〃 第三号	〃 一月三十一日	八頭郡用瀬町大字鷹狩八五六—一	有限会社大家製材 代表取締役 大 家 義 美

鳥取県告示第五百三十八号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成元年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録年月日及び番号	所在地、名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
昭和六十二年四月一日 鳥木第二六号	鳥取市安長七八九—一三 三光工業株式会社 代表取締役 円城寺 輝 明	所在地	鳥取市安長四一六	鳥取市安長七八九—一三	平成元年一月十四日

倉木第四八号	倉吉市駄経寺町二二六 玉川木材有限公司 代表取締役 玉川 頭	所在地及び代表者の氏名	倉吉市駄経寺町二二六 代表取締役 玉川 照知朗	倉吉市駄経寺町二二六 代表取締役 玉川 頭	一月二十七日
鳥製第二〇号	鳥取市安長七八九一―一三 三光工業株式会社 代表取締役 巴城寺 輝明	所在地	鳥取市安長四一六	鳥取市安長七八九一―一三 倉吉市駄経寺町二二六 代表取締役 玉川 頭	一月十四日
倉製第二三号	倉吉市駄経寺町二二六 玉川木材有限公司 代表取締役 玉川 頭	所在地及び代表者の氏名	倉吉市駄経寺町二二六 代表取締役 玉川 照知朗	倉吉市駄経寺町二二六 代表取締役 玉川 頭	一月二十七日

鳥取県告示第五百三十九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七條第二項の規定に基づき、次のとおり製材業者の登録を取り消したので、同条第三項において準用する同条例第六條第二項の規定により告示する。

平成元年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録年月日及び番号	住所及び氏名	登録取消年月日
昭和六十二年四月一日 八製第二三号	八頭郡用瀬町大字鷹狩八五六―四 大家 義美	平成元年一月三十一日
日製第六号	日野郡日南町上石見二七一―三 藤本 孝	平成元年三月三十一日

鳥取県告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
 気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の四二三・七八三の八八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八三の一三七三、七八三の一三七四
  - 二 保安林として指定された目的  
 飛砂の防備
  - 三 解除の理由  
 河川管理施設用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条の二第四項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八十条の二第二項及び第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同法第四項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により告示する。

平成元年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
中山加入区	漁業災害補償法第四十条第二号に掲げる漁業
田後加入区	中型いか釣漁業及び小型いか釣漁業

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の

規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年四月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
	たこべえー〇	
	ルーピングスターM	
	DREAMIM	
	DREAMIXM	
ばちんこ遊技機	DREAMIWM	奥村遊機株式会社
	ビッグシューターⅢ	
		株式会社平和

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和二十

四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成元年四月二十五日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

ひきなわ釣漁業については、海岸線上における鳥取市と岩美郡福部村との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海域のうち海岸線から千五百メートル以内の海域においては、平成元年六月一日から同年八月三十一日までの間は、操業してはならない。

#### 鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

鳥取県海面におけるすくい網漁業(集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。)の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成元年四月二十五日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

#### 操業の承認

西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成

元年五月一日から同年八月三十一日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。  
なお、承認の内容等は、次のとおりである。

#### 一 承認の内容

##### (一) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつては、当該漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつては、当該漁業の実績を有する者とする。

##### (二) 承認の対象となる船舶

総トン数十トン未満の漁船

##### (三) 承認を受けた者の操業の条件

(イ) 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

(ロ) 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

(ハ) 共同漁業権区域内で操業しようとする者は、漁業権者の同意を得なければならない。

(ニ) 他種漁業の操業を妨げてはならない。

(ホ) 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を、委員会に提出しなければならない。

#### 二 承認の取消し

この承認の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことができる。

正 誤

平成元年四月十八日付鳥取県公報第六千五十八号中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正  
十一 下 第32条の13第1項の項定 第32条の13第1項の規定

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】